

新たな地域福祉保健計画の策定について

1 目的

「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けて、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、今後の福祉保健施策の方向性を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画であり、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含するものとする。

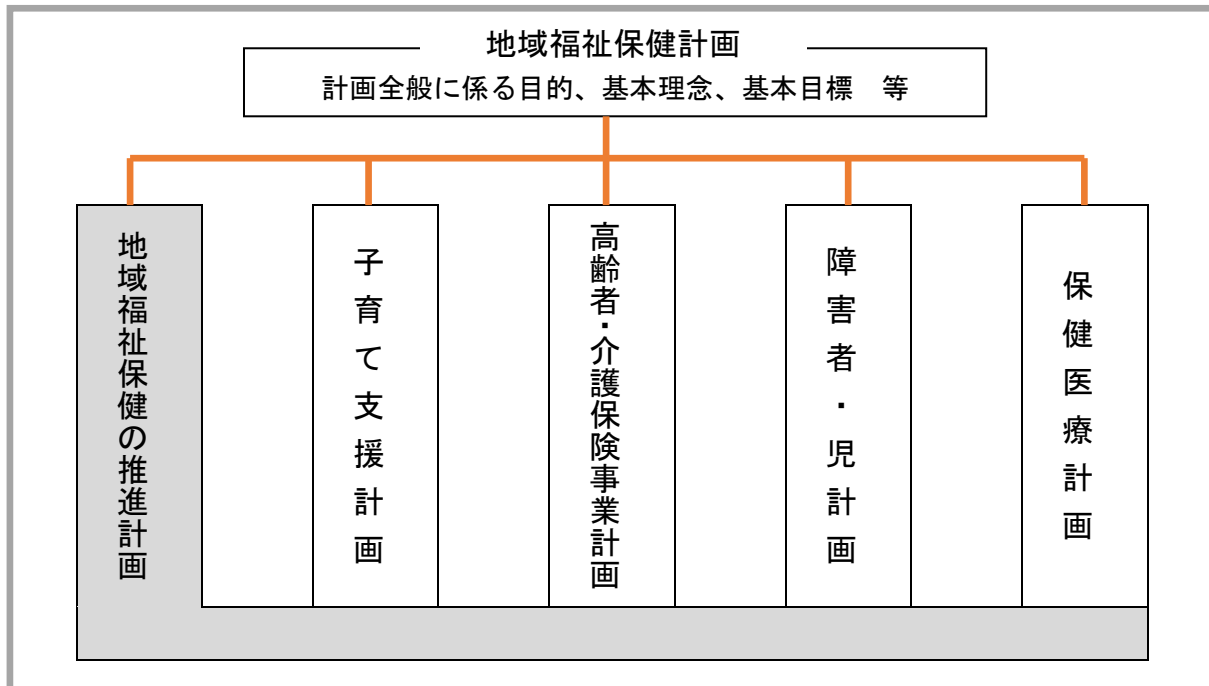
法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	
重層的支援体制整備事業実施計画（※ 1）	社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項	
子どもの貧困対策計画（※ 2）	子どもの貧困対策推進法第 9 条第 2 項	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

※ 1 社会福祉法第 106 条の 4 に基づく重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、同法第 106 条の 5 に基づき策定する計画。文京区での当該事業の実施に向け、本年度に策定する（当該事業については、【資料 1-2 号】参照）。

※ 2 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する計画。4 年度に子育て支援計画（追補版）として策定した。

3 計画の構成

計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、5つの分野別計画で構成する。
 なお、「地域福祉保健の推進計画」は、地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた計画とする。



4 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

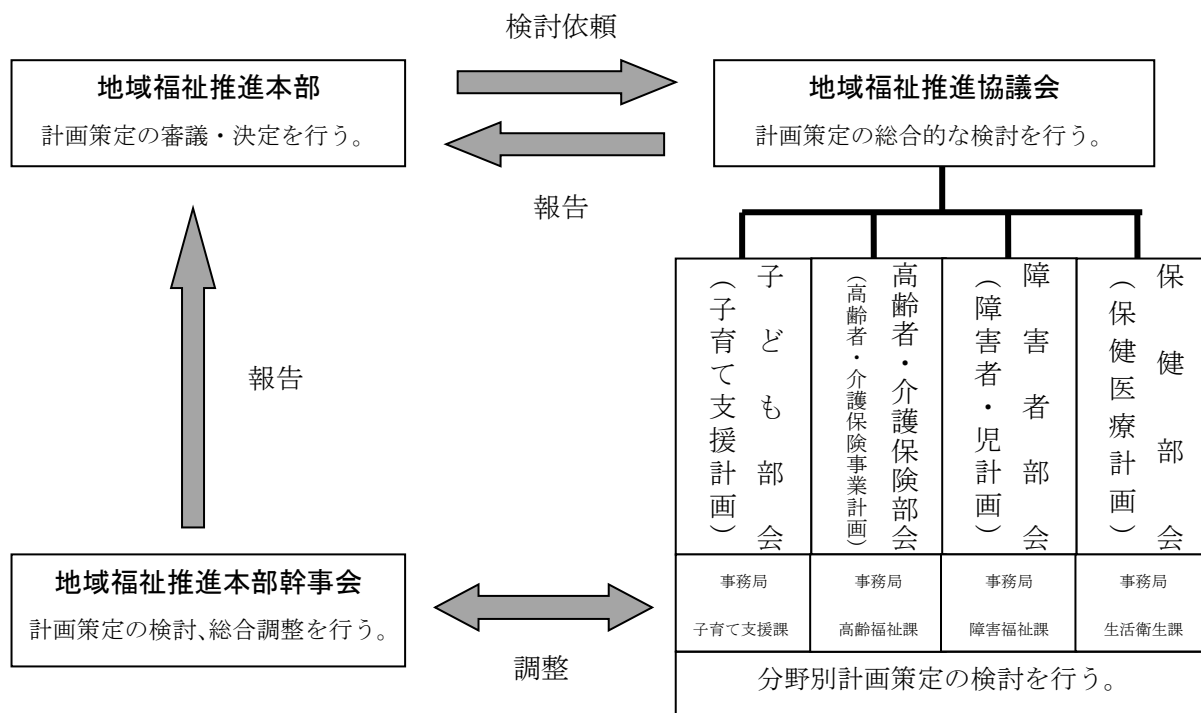
ただし、分野別計画のうち、「子育て支援計画」については、令和2年度から令和6年度までの5か年、「保健医療計画」については、令和6年度から令和11年度までの6か年とする。

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
				「文の京」総合戦略						
			<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 整 合 </div>	地域福祉保健計画						
				地域福祉保健の推進計画						
子育て支援計画										
				高齢者・介護保険事業計画						
				障害者・児計画						
				保健医療計画						

5 検討体制

本計画の検討は、地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において行い、地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）に報告する。また、推進本部の下に置く幹事会において、必要な検討、調整を行う。

なお、分野別計画策定の具体的な検討を行うため、協議会の下に4つの分野別検討部会（以下「部会」という。）を設置する。地域福祉保健の推進計画については、部会を設置せず、協議会において検討を行う。



地域福祉推進本部

本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部長	企画政策部長、総務部長、危機管理室長、区民部長、アカデミー推進部長、福祉部長、地域包括ケア推進担当部長、子ども家庭部長、保健衛生部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、施設管理部長、会計管理者、教育推進部長、監査事務局長、区議会事務局長、企画課長、財政課長、広報課長、総務課長、職員課長

地域福祉推進本部幹事会

幹事長	福祉部長
副幹事長	子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長
幹事	企画課長、ダイバーシティ推進担当課長、防災課長、福祉政策課長、高齢福祉課長、地域包括ケア推進担当課長、障害福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、国保年金課長、高齢者医療担当課長、子育て支援課長、幼児保育課長、子ども施設担当課長、子ども家庭支援センター所長、児童相談所準備担当課長、生活衛生課長、健康推進課長、予防対策課長、新型コロナウイルス感染症担当課長、保健サービスセンター所長、学務課長、教育指導課長、児童青少年課長、教育センター所長

地域福祉推進協議会（任期：令和4年4月から令和6年3月まで）

会長	学識経験者1人
副会長	学識経験者4人
委員	関係団体推薦19人 （小石川医師会、文京区医師会、小石川歯科医師会、文京区歯科医師会、文京区薬剤師会、文京区町会連合会、文京区社会福祉協議会、文京区民生委員・児童委員協議会、文京区高齢者クラブ連合会、文京区青少年健全育成会、文京区女性団体連絡会、文京区私立幼稚園連合会、文京区話し合い員連絡協議会、文京区介護サービス事業者連絡協議会、文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）、文京区私立保育園（慈愛会保育園）、文京区知的障害者（児）の明日を創る会、味わいクラブ、アビーム 公募区民9人

分野別検討部会

部会長	学識経験者1人
部会員	地域福祉推進協議会委員及び地域福祉に係る分野の関係者

6 基本理念及び基本目標の方向性

国の動向を注視しつつ、高齢者・障害者・子どもなど、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、文京区における地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、現行計画（別紙のとおり）を継続する。

7 策定スケジュール（予定）

令和5年9月	令和5年9月議会報告（検討状況の報告）
11月	令和5年11月議会報告（中間のまとめの報告）
12月	パブリックコメント
令和6年2月	令和6年2月議会報告（最終案の報告）
3月	計画策定

基本理念

- 人間性の尊重
だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。
- 自立の支援
だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。
- 支え合い認め合う地域社会の実現
ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティを推進する地域社会の実現を目指します。
- 健康の保持・増進
だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。
- 協働による地域共生社会の実現
だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識をもって、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。
- 男女平等参画の推進
一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。